

## 「都心の生きもの復活事業」モデル事業募集要領

生物多様性に配慮したまちづくりを推進するため、都心において生物多様性に配慮した緑化にモデル的に取り組み、生態系の回復とその場を通じた生物多様性の普及啓発を行っていただける団体を募集します。

### 1 趣旨

平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を契機に、本市では天白区になごや生物多様性センターを設立し、市民団体等との協働により、郊外を中心に身近な自然の保全・再生を進めてきました。その一方で、都心部における取り組みや、生物多様性に関する理解の浸透が課題となっています。

また、令和 8 年（2026 年）の第 20 回アジア競技大会の開催、令和 9 年（2027 年）のリニア中央新幹線の開業等を見据え、名古屋駅・栄地区を中心に急速に再開発が進んでいることから、まちづくりに生物多様性への配慮を取り入れていくことが必要です。

こうした背景から、本市では令和 3 年度から「都心の生きもの復活事業」と銘打ち、都心において事業者・市民団体等との協働により、生物多様性に配慮した緑化等を進め、生態系の回復をはかるとともに、生物多様性の大切さを伝える場を創出する取り組みを進めようとしています。

令和 3 年度は、都心における生きものの生息状況等の基礎調査を行うほか、都心で生物多様性に配慮した緑化を協働により試行的に行うモデル事業を実施し、現状把握や知見の収集を行います。これらの知見等を踏まえ、令和 4 年度は、生物多様性に配慮した緑化に取り組もうとする事業者・市民団体等向けのガイドラインの策定、令和 5 年度以降は協働による事業の本格展開を予定しています。

今回、令和 3 年度のモデル事業に取り組んでいただける事業者・市民団体等の団体（以下、「実施団体」という。）を募集します。

### 2 募集対象者

事業者、市民団体等の各種団体（個人での応募は対象外とします）

### 3 募集対象場所

別紙 1 に示す都心区域内の民有地、公有地

- モデル事業の実施場所は、実施団体の所在地または日常的に活動する場所であること。
- 実施団体と土地の所有者または管理者が異なる場合は、土地の所有者等の同意が得られていること。

公有地の場合：申請時における土地の所有者等の同意は不要ですが、一次審査通過後に土地の所有者等との協議が必要です。当該協議が成立しない場合は最終選考の対象外となります。

民有地の場合：申請時に土地の所有者等の同意を得ていた場合でも、一次審査通過後に、本市等と協議が必要な場合があります。

## 4 実施内容

### (1) 生物多様性に配慮した緑化の施工

本市から提供する植物、植栽基盤材料、普及啓発看板などを使用し、専門家のアドバイスのもと植え付け等を行い、生態系回復とその場を通じた生物多様性の普及啓発を試行的に行っていただきます。(施工例は別紙2を参照。具体的な緑化の内容については、実施団体の希望を基にして、一次審査通過後に本市と調整を行います。)

### (2) 維持管理・事後モニタリング

植栽等の水やりや手入れなどの日常的な維持管理を継続的に行うとともに、飛来する昆虫等の生息状況調査(モニタリング)を専門家のアドバイスのもと行っていただき、報告をお願いします。(施工前については本市が事前モニタリングを行います。)

### (3) 市民への普及啓発

本市から提供するモデル事業の説明や生きものつながりを解説した普及啓発看板を設置していただき、その場を通して生物多様性の普及啓発を行っていただきます。(普及啓発看板のデザインや内容は本市との調整のうえ決定します。)

また、実施団体において、ウェブサイトでのPRや生きもの観察会などの実施など、独自の普及啓発が可能であればお願いします。

### (4) ガイドライン策定・協働による仕組みづくりの検討に向けた協力

本市が令和4年度に予定するガイドラインの策定や、協働による仕組みづくりの検討にあたり、必要に応じヒアリング等への協力をお願いします。

実施団体に行っていただくこと	名古屋市が行うこと
・生物多様性に配慮した緑化の施工 (事前準備、植え付け等※1) 【令和4年3月31日まで】	・植物(樹木、地被植物など)、植栽基盤材料(客土、プランター、屋上緑化資材など)の提供※2 ・専門家による樹種選定や施工方法等のアドバイス
・普及啓発看板の設置 【令和4年3月31日まで】	・普及啓発看板の提供
・植物の維持管理(水やり、手入れ等) 【少なくとも令和7年3月31日まで】	
・施工後の生き物調査(モニタリング) 【少なくとも令和5年3月31日まで】	・専門家によるアドバイス
・ガイドライン策定や協働による仕組みづくりの検討に向けた協力(必要に応じてヒアリング対応、ガイドライン紙面におけるモデル事業の紹介等) 【令和4年度中】	・ガイドラインの策定、協働による仕組みづくりの検討

※1 施工に係る費用は実施団体の負担となります。また、植え付けや維持管理を業者委託する場合の費用や、残土の処分費用等も実施団体の負担となります。

※2 灌水施設（散水栓、給水管など）や一年草等の短期間で枯れてしまう植物は対象外です。また、植物や植栽基盤材料の提供は一回のみで、枯れてしまった植物や破損した植栽基盤材料の交換は行いません。

## 5 募集数

5 団体程度（提供する植物や植栽基盤材料の予算総額 350 万円）

## 6 応募条件

- 本市が提供する植物等を用いた緑化の施工（植物の植え付け、普及啓発看板の設置等）を令和 4 年 3 月 31 日までに完了できること。
- 施工した植物や普及啓発看板は、少なくとも令和 7 年 3 月 31 日まで（約 3 年間）は撤去や移設は行わず良好に維持管理すること。施工後、やむを得ない理由により前述の期間内に撤去等が必要となる場合は、本市と協議のうえ許可を受けること。（撤去にかかる費用は実施団体の負担となります）
- 実施団体が暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 7 募集期間

令和 3 年 8 月 23 日（月）～令和 3 年 9 月 10 日（金）【必着※】

（※メール・郵送の場合は必着、持参の場合は午後 5 時 30 分まで）

## 8 応募書類

- 「都心の生きもの復活事業」モデル事業応募申請書（様式 1）
- 事業実施計画（様式 2）

## 9 応募方法

上記 8 の必要書類をメールまたは郵送、持参にて提出してください。

## 10 選定方法

下記の審査基準に従い、有識者を含む選定委員により一次審査を行います。

### 【一次審査評価基準】

項目		審査内容	配点
実施体制	施工体制	・緑化の施工を適切に行える体制が整っているか	10
	維持管理体制	・植栽等の水やりや手入れなどの日常的な維持管理が継続的に行える体制が整っているか	25
普及啓発効果	ロケーション	・実施場所は、多くの人の目にとまる場所であるか	25
	実施可能な面積	・植物を植え付ける面積は十分であるか	15
その他	実施内容	・モデル事業の趣旨、目的を理解した実施内容であるか	15
	独自の取組み	・普及啓発、生物多様性以外の他分野の課題解決につながる要素、地域内における展開などについて独自の取組みはあるか	10

- 一次審査で選定された実施団体については、緑化等の内容について本市と調整・協議を行います。調整・協議が成立した実施団体を対象に、実施内容が法令や本市の各種規定に適合しているかの最終審査を行い、モデル事業実施団体を決定します。(スケジュールは別紙3を参照)
- 一次審査選定後に本市等と行う調整・協議が成立しないときは、最終審査の対象外となります。

## 1 1 その他

都市緑地法に定める緑化地域制度に係る緑化については、同法のほか名古屋市緑化地域制度実施要綱等の関係規程を順守してください。

また、以前に緑化地域制度により整備した緑化施設を改修する場合は、緑化地域制度で定める緑化率を充足するようにしてください。

## 1 2 問い合わせ・書類提出先

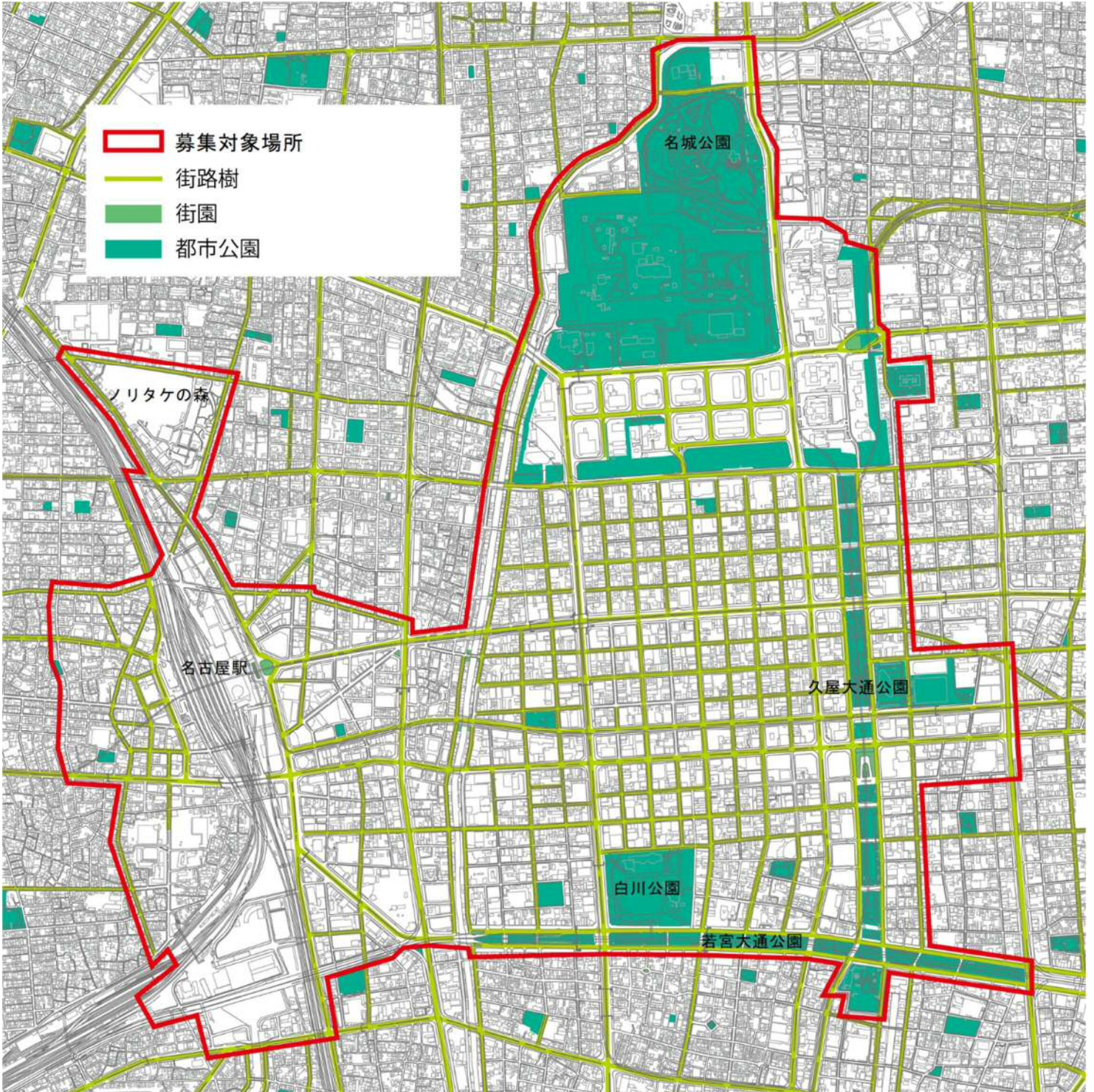
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局環境企画課 電話：052-972-2698

メールアドレス：a2662-01@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

【募集対象場所】

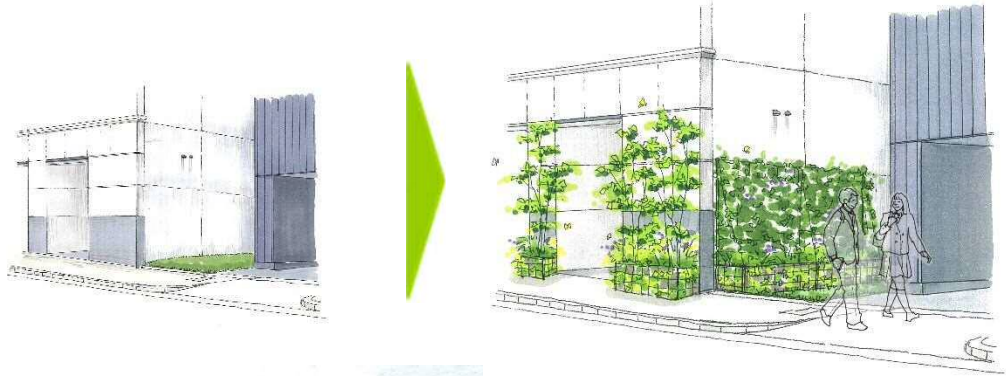
赤枠内の民有地、公有地



## 【生物多様性に配慮した緑化の例】

空地、壁面、屋上など、街のなかのちょっとしたスペースを使い、日本の在来種の使用や、多種多様な植物を使うことなどにより、人も生きものも訪れたいくなる空間づくりをしてみませんか。

新たな緑化



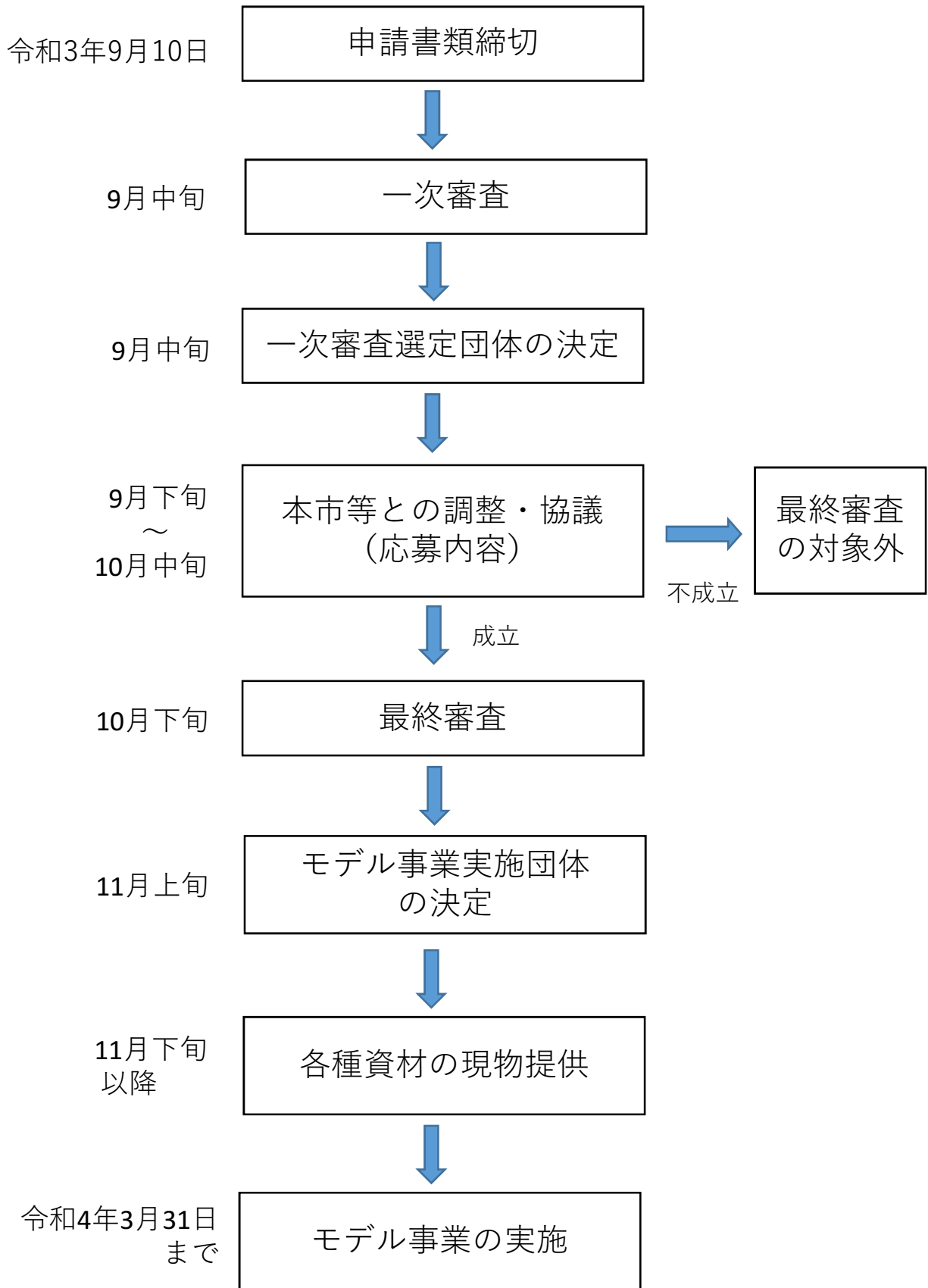
植栽種の転換



## 【生物多様性に配慮した緑化の一般的な考え方】

① 緑地の面積を広くとる。	生きものの住める場所を増やすため、より広い面積の緑地があれば、安定した生育・生息場所となる。
② 多種多様な植物を用いる	生きものも好みは色々。多くの生きものが住めるように多種多様な植物を用いる。
③ 階層構造をつくる	高木層、低木層、草本層といった階層構造を意識し、生きものの多様な生息・生育空間を創出する。
④ できるだけ在来種を使いましょう	緑化植物には外来種や外国産在来種は可能な限り用いず、できるだけ日本の在来種を用いる。
⑤ 目標種を決めて、それらの生きものを呼ぶための工夫をしましょう	生きものにはそれぞれ好きな花や葉っぱがあります。目標種を決め、その生きもの特性にあった植栽を目指す。
⑥ 生きものをみんなで楽しむ	生物多様性が高まった緑地をみんなで楽しむ。生態系や生きものについての解説板を設置し、みんなでモニタリングをする。

# スケジュール（令和3年度・予定）





(様式1)

年 月 日

「都心の生きもの復活事業」モデル事業応募申請書

(申請先)

名古屋市長

(申請者)

住 所 〒

事業者名 (団体名)

代表者役職名

代表者氏名

連絡先

「都心の生きもの復活事業」モデル事業に下記の関係書類を添えて応募します。

提出書類

- (1) 「都心の生きもの復活事業」モデル事業応募申請書 (様式1)
- (2) 事業実施計画 (様式2)

(様式2)

## 事業実施計画

### 実施場所

※想定する場所が複数ある場合は、希望順位をつけて下記に記載するとともに、必要に応じ資料の添付をお願いします。

住所：

対象面積：            m<sup>2</sup>

(生物多様性に配慮した新たな緑化、植栽の転換等を行う場所の面積)

現状の緑化状況：

(「空地になっている」、「〇〇等の植栽がされている」等の現状をご記入ください。)

実施場所の地図、写真、その他図面等

(実施場所の位置や現状がわかる資料を添付してください。(様式自由))

取り組みたい緑化のイメージ

(希望するイメージを文章やイラストにより記載してください。資料添付可 (様式自由))

## 実施体制

### 1 施工体制

(緑化の施工を誰が、何人で、どのように実施するか等を具体的に記載してください。)

### 2 維持管理体制

(水やり、手入れ、清掃等について、誰が、何人で、どのような方法・頻度で継続的に維持管理を行っていく等を具体的に記載してください。)

## 独自の取組み

(普及啓発や生物多様性以外の他分野の課題解決につながる要素、地域内における展開等について独自に考えられていることがあればご記入ください。)

## 事業に対する意欲、その他アピールポイント

## 確認・同意事項

下記の応募条件について確認・同意の☑を入れてください。

(※下記すべてに☑がある場合にのみ、応募可能とします。)

- 本市が提供する各種資材以外の費用（施工費等）は実施団体において負担する。
- 緑化の施工及び普及啓発看板の設置は令和4年3月31日までに完了する。
- 植栽や普及啓発看板は少なくとも令和7年3月31日までは撤去や移設は行わず、良好に管理する。
- 施工後の生きもの調査（モニタリング）を少なくとも令和5年3月31日までは行う。
- 本市が今後予定するガイドライン策定や協働の仕組みづくりの検討に際し、必要に応じて協力する（ヒアリング対応、ガイドライン紙面におけるモデル事業の紹介等）。
- 実施場所は実施団体の所在地または日常的に活動する場所である。
- 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない。

### <民有地の場合>

- 申請者は土地の所有者及び管理者である。または、土地の所有者または管理者から当事業へ応募することについて事前に同意を得ている。  
(同意を得た土地の所有者等をご記入ください。本市から確認をする場合があります。)

会社名（団体名）：

住所：

担当者：

連絡先：

(注) 公有地の場合は、申請時における土地の所有者等の同意は不要ですが、一次審査通過後に土地の所有者等との協議が必要です。当該協議が成立しない場合は最終選考の対象外となります。